

令和9年度4月 認可保育施設入所・町立幼稚園入園申込

希望者は募集要項をご確認ください。

町ホームページにてダウンロード、またはこども課窓口にて配布しています。

問 こども課 ☎ 889-7028

【対象】令和9年度に認可保育施設および町立幼稚園へ
新規入所・入園を希望する児童の保護者

【受付期間】10月1日(木)～23日(金)

【受付場所・時間】・オンライン申請：最終日の17:15まで(土日祝・24時間受付)
・窓口申請(役場2階こども課)：平日8:30～17:15



認可保育施設
4月申込について



町立幼稚園児
募集について



注意

- ・オンライン申請にご協力ください。
- ※転入予定者については「マイナポータル(保育所のみ)・窓口・郵送」いずれかにて受付となります。
- ・認可保育園と町立幼稚園の併願はできません。
- ・令和8年度で入所保留中(待機児童)の方も申込が必要となります。
- ・認可保育施設または町立幼稚園にすでに在園しているきょうだいがいる方へ在園児の現況届(兼継続利用申込)についてもオンラインにてまとめて申請可能です(在園児には別途各園経由にて通知予定です)。

年金生活者支援給付金の請求手続きについて

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方で、所得額が低下したことなどにより、令和8年10月分から新たに年金生活者支援給付金の支給対象となる方には、令和8年9月から順次、日本年金機構から年金生活者支援給付金請求書が届きます。新たに年金生活者支援給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。(すでに年金生活者支援給付金を受給している方は、新たな請求手続きは不要です。)

詳しい内容は厚生労働省のホームページからご確認ください。

対象となる方

- 老齢基礎年金を受給していて、以下すべてに該当する方
・65歳以上 ・世帯員全員が住民税非課税 ・年金収入額とその他の所得額の合計が約93万円以下
- 障害・遺族基礎年金を受給していて、以下に該当する方
・前年の所得額が約492万円以下

請求手続き

- 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける年金受給中の方
受け取りの対象となる方には、9月以降に日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが送付されます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要事項を記入し速やかに提出してください。
※令和8年12月に初回の年金生活者支援給付金を受け取るためには、9月中に日本年金機構に届くよう速やかに投函してください。
- これから老齢・障害・遺族基礎年金を受給しはじめる方
年金の請求手続きと併せてお近くの年金事務所または役場の国保年金課で請求手続きをしてください。
※厚生年金の請求手続きは役場ではご案内できません。お近くの年金事務所でお手続きください。



詳しくはこちら

年金生活者支援給付金所得状況届について

年金生活者支援給付金を受給中の方のうち、継続支給の審査に必要な所得情報などの確認ができなかった方のみを対象に、令和8年9月から順次、日本年金機構から所得状況届が届きます。引き続き令和8年10月以降も年金生活者支援給付金の受給要件に該当しているかを日本年金機構が審査するために、前年の所得情報などの確認が必要となるため、速やかに日本年金機構へ提出してください。

※年金生活者支援給付金は、1年ごとに前年の所得情報などにより継続支給の判定が行われます。

審査の結果、支給要件に該当した場合は、引き続き年金生活者支援給付金が支給されます。

対象となる方

年金生活者支援給付金を受給中の方で、継続支給の審査に必要な前年の所得情報などが確認できなかった方のみ

請求手続き

所得状況届の提出が必要となる対象の方には、9月以降に日本年金機構から所得状況届の提出が必要な旨のお知らせが届きます。同封の「年金生活者支援給付金所得状況届」に必要事項の記入、必要書類を添付して9月中に日本年金機構に届くよう速やかに投函してください。

問 給付金専用ダイヤル ☎ 0570-05-4092 役場1階国保年金課(10窓口) ☎ 889-1798